

国立大学法人高知大学と高知県との災害・救急医療に関する連携のための基本協定書

国立大学法人高知大学（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）とは、乙の支援により高知大学医学部が実施するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に関し、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 プロジェクトは、乙の要請に基づき、甲において、高知県における災害・救急医療の実情や必要性を反映した教育・研究・診療等の活動を実施することにより、高知県の災害医療や救急医療を担う医師の確保及び育成等を図るとともに、新興感染症、サイバーテロ、医療の地域格差など、医療を取り巻く様々な危機に対応できる医療者の育成と医療施設等の危機対応能力の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 プロジェクトの名称は、「高知大学医学部災害・救急医療支援プロジェクト」とする。

（事業の内容）

第3条 第1条の目的を達成するため、甲は、次の各号に掲げる事業に積極的に取り組むものとする。

（1） プロジェクトに関する事業

（2） 前号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために、甲乙が協議して定める事業

2 プロジェクトの実施その他必要な事項については、甲乙が別に定める協定によるものとする。

（活動拠点）

第4条 前条の事業を行うため、甲は、プロジェクトに教員その他必要な職員を配置することとし、高知大学医学部内にその活動拠点を置くものとする。

（実施期間）

第5条 プロジェクトの実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する事業の実施に必要な費用のうち、同条第1項第1号に規定するプロジェクトに係る費用は、乙のプロジェクトの実施に係る寄附金から充当し、同条第1項第2号に規定する事業に要する経費は、別途甲乙が協議し、定めるものとする。

(寄附金の額)

第7条 プロジェクトの実施に係る乙の寄附金の額は、甲乙が別に定める協定によるものとする。

(内容の変更)

第8条 甲は、第3条から第7条に定める事項について変更を行う必要が生じた場合又は事業の実施が不可能となった場合には、速やかに乙にその理由を付して申し出るものとする。

2 甲から前項の申し出があった場合、甲乙はその対応について誠意をもって協議するものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙はその都度、誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和7年3月31日

甲 高知市曙町二丁目5番1号
国立大学法人高知大学
学 長



乙 高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県知事

